

具体的な計算例

- 判定期間中に作成した居宅サービス計画について、それぞれの訪問介護等のサービス(※)につき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

※訪問介護等のサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

なお、下線部のサービスは、利用期間を定めて行うものに限る。

計算式

当該サービスに係る紹介率最善法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置づけた計画数

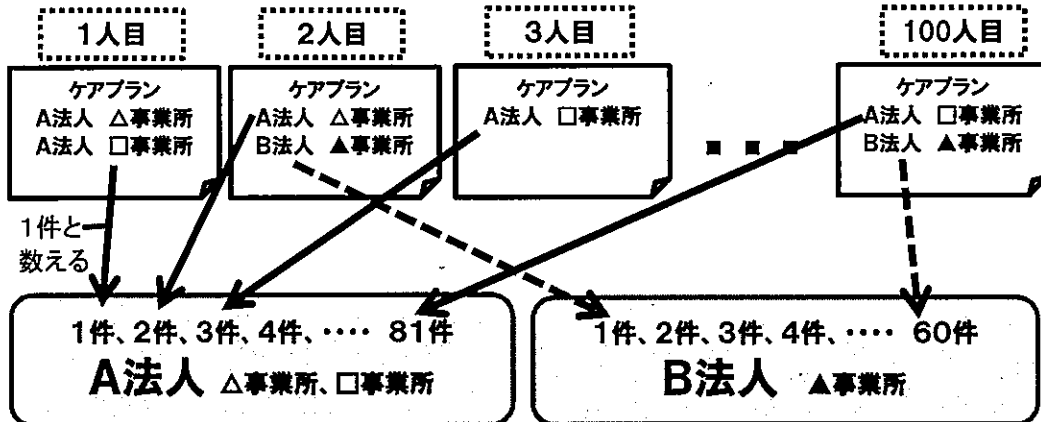
※「紹介率最善法人」…最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

【留意点】

- ・要支援者の介護予防サービス計画は含めない。
- ・計画を作成したが、サービスの利用が全くなかった利用者の計画は判定対象外。
- ・月遅れで給付管理を行った場合でも、サービス提供を行った月分に入れて数える。
- ・上記計算式の分母にあたる「当該サービスを位置づけた計画数」について
例えば、1人の利用者の居宅サービス計画に2つの訪問介護事業所からのサービス提供を位置づけた場合でも、当該利用者1人につき「1」と数える(「2」とはならない)。

(例)

利用者120人のうち、訪問介護サービスを位置づけている利用者が100人いる場合



居宅サービス計画数: 120

訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数: 100

A法人の訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数: 81

B法人の訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数: 60

よって、A法人81%(=81÷100)、B法人60%(=60÷100)となり、紹介率最善法人であるA法人への紹介率が80%を超えているため、正当な理由がない限り、減算となる。